

## 奈義町週休2日工事(発注者指定型)実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、奈義町が発注する建設工事において、週休2日工事(発注者指定型)を実施するに当たり、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 週休2日 原則として対象期間における日曜日及び土曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。
- (2) 週休2日工事 週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 対象期間 現場着手日(準備工事を除く。)から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である日曜日及び土曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。
- (4) 現場閉所 現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- (5) 週休2日の達成 対象期間における日曜日及び土曜日の日数と等しい、休日である日曜日及び土曜日の日数(発注者が認めた振替日を含む。)を確保した場合をいう。

### (対象工事)

第3条 対象工事は、奈義町が発注する建設工事の中から発注者が選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は選定しない。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工時期等の制約が厳しい工事
- (3) 営繕工事
- (4) 請負代金額が200万円以下の工事
- (5) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の発注者指定型の対象工事である旨を明記するものとする。

### (実施方法)

第4条 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず日曜日及び土曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。この場合において、振替日は、作業を行う日曜日及び土曜日の前後2週間以内(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(積算方法)

第5条 発注者は、発注時に週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとし、週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

2 前項の補正係数は、別に定める。

(履行証明書)

第6条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を確保した上でしゅん功検査に合格した場合において、受注者から請求があったときは、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。